

個人情報保護制度の改正について

令和4年11月

宮代町総務課

目次①

I 改正個人情報保護法の概要について

1. 個人情報保護法改正法（令和3年改正法）の概要	5
2. 令和3年改正法により期待される具体的な効果・メリットの例	7
3. 公的部門における主な規律（個人情報保護法第5章関係）	8
3-1. 定義関係	9
3-2. 個人情報等の取扱い関係	10
3-3. 個人情報ファイル簿の作成・公表	15
3-4. 開示、訂正及び利用停止	17
3-5. 行政機関等匿名加工情報	18

目次②

II 改正個人情報保護法における用語の定義

1. 個人情報	20
2. 個人識別符号	20
3. 保有個人情報	20
4. 個人情報ファイル	21
5. 要配慮個人情報	22
6. 条例要配慮個人情報	23
7. 仮名加工情報	23
8. 匿名加工情報	23
9. 行政機関等匿名加工情報	24
10. 行政機関等匿名加工情報ファイル	25
11. 個人関連情報	25

I 改正個人情報保護法の概要について

1. 個人情報保護法改正法（令和3年改正法）の概要

<これまでの地方公共団体の個人情報保護制度>

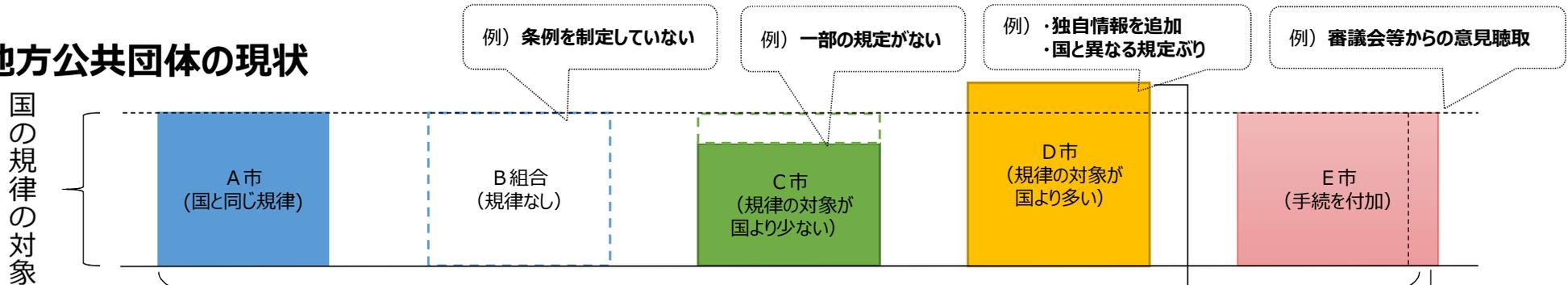
各地方公共団体間での個人情報保護条例の規定・運用の相違（いわゆる「2000個問題」）により、施策上の不均衡・不整合などの支障が生じていた。



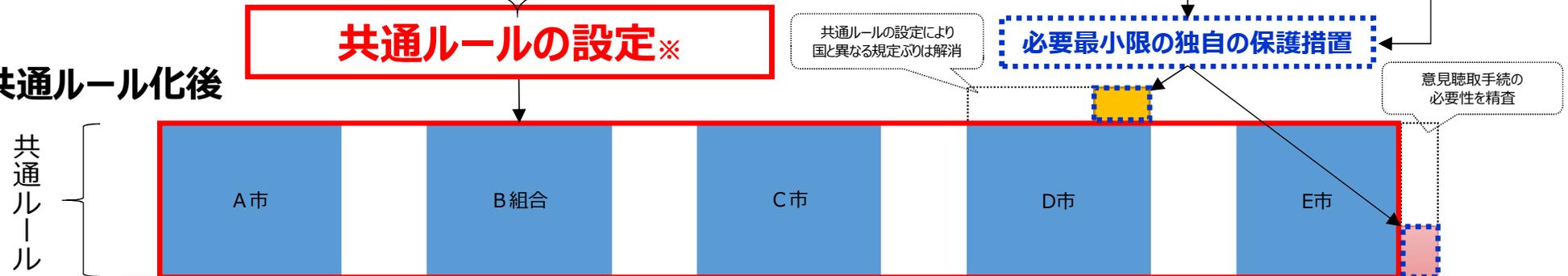
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な**全国的な共通ルールを法律で設定**
- 法律の的確な運用を確保するため、**国がガイドライン等を策定**
- その上で、法律の範囲内で、**必要最小限の独自の保護措置を許容** ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



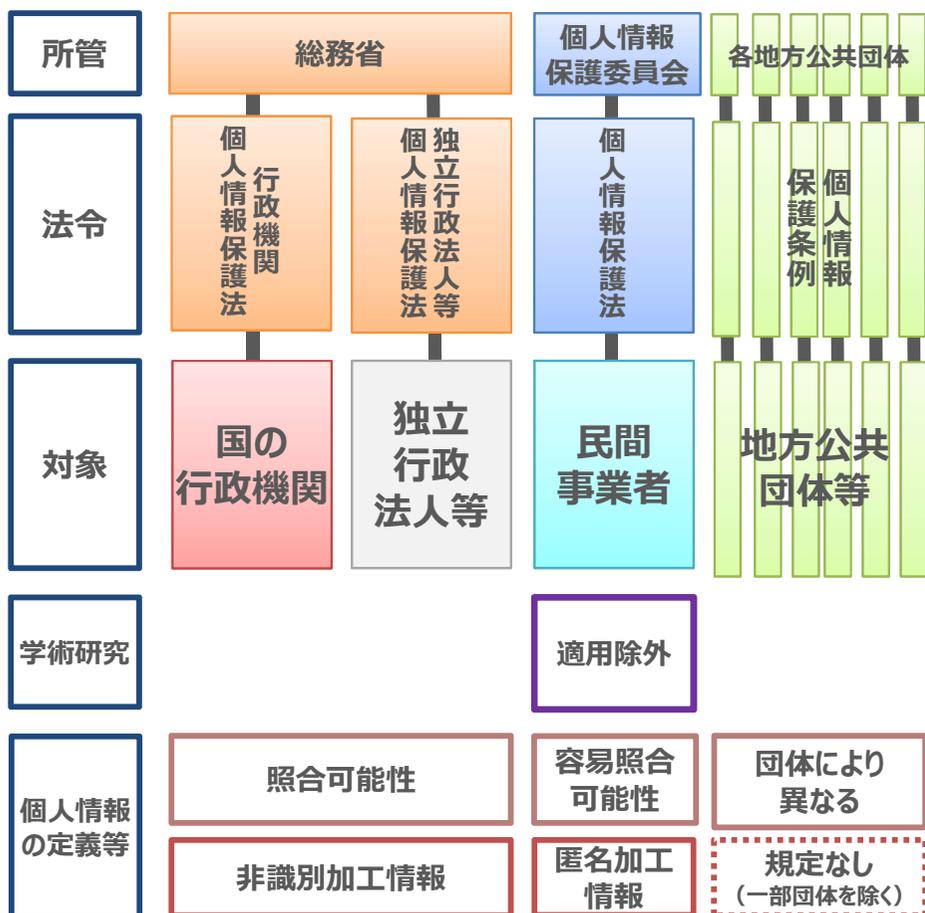
※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の主な役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に移行。

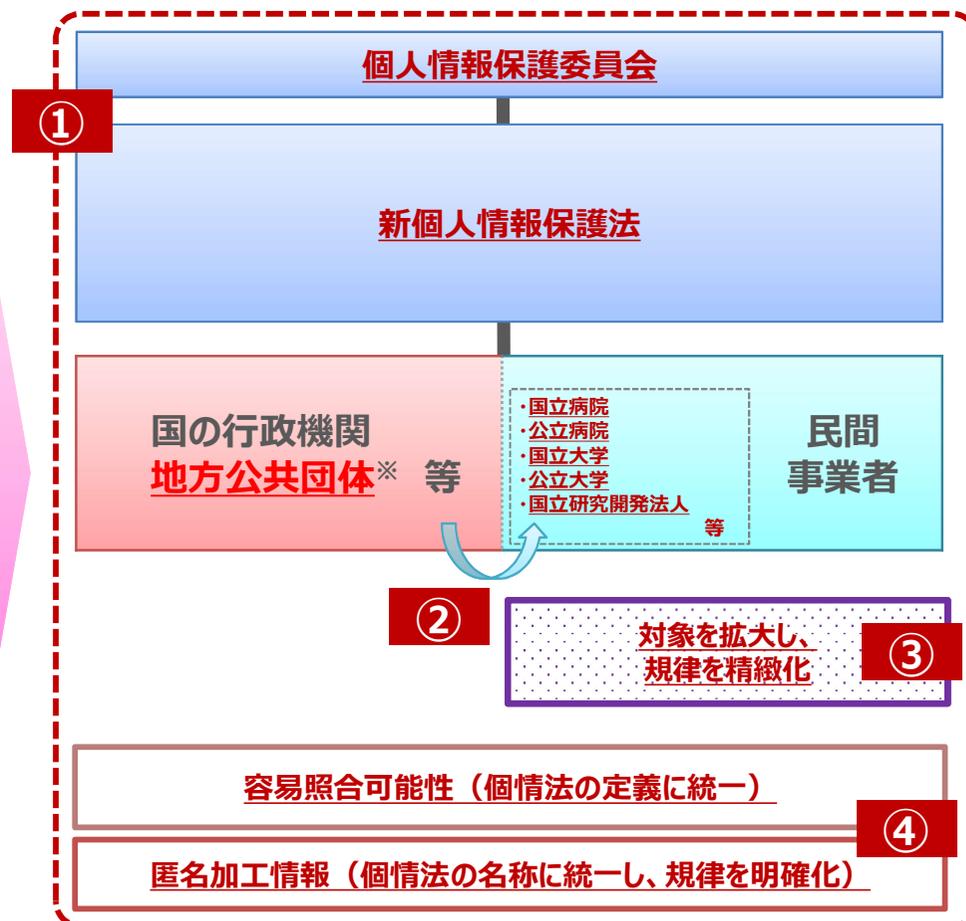
参考：個人情報保護法改正法（令和3年改正法）の概要

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【見直し前】



【見直し後】



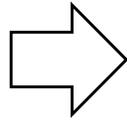
※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

2. 令和3年改正法により期待される具体的な効果・メリットの例(地方公共団体の視点から)

1 医療機関同士の連携

<これまで>

国立、公立、民間病院で適用される規律が異なり、連携した治療を行う場合でもデータの連携がスムーズにできなかった。



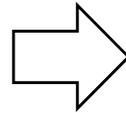
<今後>

- ・ 複数の医療機関の間での連携が円滑に行われるようになり、患者の容体に応じた最適な治療が受けられる。
- ・ 医療機関の間での共同研究も行いやすくなり、新たな治療薬やワクチンの開発期間が短縮される。

2 大規模災害時等の自治体間の連携

<これまで>

自治体間の規律に差異があり、大規模災害等の緊急時でも必要な個人情報の提供に支障があったとの指摘。



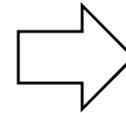
<今後>

地方公共団体間の適切かつ迅速な対応が図られることが期待される（安否不明者の氏名等の公表により効率的な救助・捜索活動が可能に）。

3 個人情報保護の水準の全国的な底上げ

<これまで>

個人情報保護条例を定めていない団体や、条例を定めていても、一部の規定が置かれていない団体が存在。



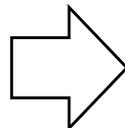
<今後>

法律で共通ルールが設定されることとなり、個人情報保護の全国的な最低水準が設定される（保護水準の全国的な底上げが図られる）。

4 住民にとって分かりやすい制度

<これまで>

地方公共団体ごとに個人情報の取扱いや開示請求の方法等が異なっていた。



<今後>

例えば、転居前後で個人情報の取扱いや開示請求の方法等が同じになり、住民にとって分かりやすい制度となる。

3. 公的部門における主な規律（個人情報保護法第5章関係）

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、
特定の個人を識別することができるもの

（例：1枚の名刺）

【保有個人情報】

役職員が職務上作成・取得し、役職員が
組織的に利用するものとして保有する、
行政文書又は法人文書に記録されるもの

→体系的に構成（分類・整理等）され、
容易に検索できる個人情報のみならず、
いわゆる散在情報も含む

【個人情報ファイル】

容易に検索できるよう体系的に構成
したもの（電算機又はマニュアル処理）

① 保有・取得に関するルール

- 法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。
- **利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。**
- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。
- **直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人に利用目的をあらかじめ明示する。**
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

② 保管・管理に関するルール

- 過去又は現在の事実と合致するよう努める。
- **漏えい等が生じないように、安全管理措置を講ずる。**
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- **委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。**

③ 利用・提供に関するルール

- **原則として、利用目的以外の目的のために利用又は提供してはならない。**
- 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。

④ 開示請求等への対応に関するルール

- **本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。**

⑤ 通知・公表等に関するルール

- **個人情報ファイル簿を作成・公表する。**

3-1. 定義関係

- 「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という令和3年改正法の目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において独自の定義が定められている「個人情報」や「要配慮個人情報」などの用語については、改正後の法律で定める定義に統一することとし、条例で独自の定義を置くことは許容されない。
- **条例・規則の改廃**
 - 定義関係については、改正後の法律により統一されるため、条例・規則で各用語に関する定義規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

3-2. 個人情報等の取扱い関係①

保有に関する規律

- 行政機関等は、法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができる。（法第61条第1項）
- 行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない。（法第61条第1項）
- 行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。そのため、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。（法第61条第2項）

3-2. 個人情報等の取扱い関係②

取得に関する規律

- 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならない。（法第62条）
- 行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。（法第63条）
- 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。（法第64条）
- 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。（法第65条）

3-2. 個人情報等の取扱い関係③

利用・提供に関する規律（原則）

- 行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。（法第69条第1項）

3-2. 個人情報等の取扱い関係④

1 他の法令に基づく利用目的以外の目的の利用・提供

- 行政機関の長等は、**「法令に基づく場合」を除き**、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。（法第69条第1項）

⇒**法令に基づく場合**は、利用目的以外の目的で保有個人情報を利用・提供することができる。

2 利用目的の変更による利用・提供

恒常的な利用・提供

- 行政機関等が個人情報の利用目的を変更する場合には、**変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲**を超えてはならない。（法第61条第3項）

⇒利用目的以外の目的での保有個人情報の利用又は提供が**恒常的に行われる場合**には、法第61条第3項に基づき利用目的の変更を行わなければならない。

3-2. 個人情報等の取扱い関係⑤

3 例外措置としての利用目的以外の目的の利用・提供

臨時的な利用・提供

- 行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、**利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる**。ただし、これらに該当する場合であっても、**本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、又は提供することができない**。（法第69条第2項）
 - ① **本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき**（同項第1号）
 - ② **行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合**であって、当該保有個人情報を利用することについて**相当の理由**があるとき（同項第2号）
 - ③ **他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合**において、**提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由**があるとき（同項第3号）
 - ④ ①から③までに記載する場合のほか、専ら**統計の作成**又は**学術研究**の目的のために保有個人情報を提供するとき、**本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき**、その他保有個人情報を提供することについて**特別の理由**があるとき（同項第4号）

⇒日々の業務において臨時的に保有個人情報を本来の利用目的以外の目的で利用又は提供する場合は、法令に基づき行われる場合を除き、上記①から④のいずれかに該当する必要がある。

3-3. 個人情報ファイル簿の作成・公表

- 行政機関の長等及び法別表第2に掲げる法人は、**一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。**（法第75条第1項）※記載事項は「個人情報ファイル簿のイメージ」を参照
- 行政機関の長等及び法別表第2に掲げる法人は、**次の内容を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。**（法第75条第3項）
 - ・ 記録項目の一部
 - ・ 記録情報の収集方法
 - ・ 記録情報を個人情報ファイルを保有しようとする行政機関以外の者に経常的に提供する場合における提供先

※地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、個人情報ファイル簿の作成・公表義務が課されます（法第75条第4項）。

※新たに個人情報ファイル簿を作成するため、これまで運用していた「個人情報取扱事務登録簿」は廃止します。

(参考) 個人情報ファイル簿のイメージ

個人情報ファイルの名称	個人情報保護取扱主任者受験者ファイル	
行政機関等の名称	〇〇省	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	〇〇局〇〇課	
個人情報ファイルの利用目的	個人情報保護取扱主任者試験の実施及び合格者の選定のために利用する	
記録項目	1 受験年度、2 受験番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 住所、7 電話番号、8 合否の別、9 合格順位、10 得点	
記録範囲	個人情報保護試験の受験者（平成〇〇年度以降）	
記録情報の収集方法	〇〇から〇〇により収集した。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 〇〇省〇〇局〇〇課 (所在地) 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	
他の法律又はこれに基づく命令の規定による訂正又は利用停止の制度	無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第20条7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 〇〇省〇〇局〇〇課 (所在地) 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数：1万人、情報の項目：氏名（削除）住所（都道府県単位に置換え） 【作成した行政機関等匿名加工情報が無い場合は「－」と記入】	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 〇〇省〇〇局〇〇課 (所在地) 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 【作成した行政機関等匿名加工情報が無い場合は「－」と記入】	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている場合には、その旨	無	
備 考		

3-4. 開示、訂正及び利用停止

【条例と開示等手続との関係】

● 条例において定めることが許容される開示等関連の規定の例

- ◆ 情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加すること
- ◆ 法で定める開示決定等の期限を短縮すること
(法は原則として請求から30日以内に開示決定等すべき旨を規定。)
- ◆ 手数料を無料又は従量制とすること

● 条例において定めることが許容されない開示等関連の規定の例

- ◆ 情報公開条例との整合確保と無関係な非開示情報を追加すること
- ◆ 法で定める開示決定等の期限を延長すること

3-5. 行政機関等匿名加工情報

行政機関等匿名加工情報を その用に供して行う事業に係る提案募集

- 行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、次の3要件を満たす個人情報ファイルを公表。（法第110条・第60条③）
 - ① 個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイル（個人情報ファイル簿として公表されるもの）
 - ② 情報公開請求があれば全部又は一部開示されるもの
 - ③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの
 - 提案募集の結果、事業者等から提案があった場合には、これを審査の上、行政機関等匿名加工情報を提供。（法第111条から第121条）
- ※ **都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、当分の間、提案募集の実施は任意とされている。（法附則第7条）**



Ⅲ 改正個人情報保護法における用語の定義

改正個人情報保護法における用語の定義①

1. 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう（法第2条第1項）。

2. 個人識別符号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる（法第2条第2項）。

3. 保有個人情報

「保有個人情報」とは、行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等及び同項各号に掲げる法人の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等及び同項各号に掲げる法人が保有しているもののうち、次の文書（以下「行政文書等」という。）に記録されているものをいう（法第60条第1項）。

改正個人情報保護法における用語の定義②

3. 保有個人情報（続き）

- (1) 行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「行政機関情報公開法」という。）第 2 条第 2 項に規定する行政文書をいう。)
- (2) 法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第 2 条第 2 項に規定する法人文書（同項第 4 号に掲げるものを含む。）をいう。)
- (3) 地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第 2 条第 2 項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。)

4. 個人情報ファイル

「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）又は②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）をいう（法第 60 条第 2 項）。

改正個人情報保護法における用語の定義③

5. 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める次の（１）から（１１）までの記述等が含まれる個人情報をいう（法第２条第３項）。

なお、これらの情報を推知させる情報に過ぎないものは、要配慮個人情報には当たらない。

- （１）人種
- （２）信条
- （３）社会的身分
- （４）病歴
- （５）犯罪の経歴
- （６）犯罪により害を被った事実
- （７）身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること（政令第２条第１号）。
- （８）本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（（９）において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（（９）において「健康診断等」という。）の結果（同条第２号）
- （９）健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（同条第３号）。
- （１０）本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（同条第４号）。
- （１１）本人を少年法（昭和２３年法律第１６８号）第３条第１項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第２条第５号）。

改正個人情報保護法における用語の定義④

6. 条例要配慮個人情報 ※今回の新条例では規定しません。

条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう(法第60条第5項)。

7. 仮名加工情報

「仮名加工情報」とは、個人情報を、法に規定する措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう(法第2条第5項)。

8. 匿名加工情報

「匿名加工情報」とは、個人情報を個人情報の区分に応じて次のいずれかの措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう(法第2条第6項)。

- (1) 同条第1項第1号に該当する個人情報については、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (2) 同項第2号に該当する個人情報については、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

改正個人情報保護法における用語の定義⑤

9. 行政機関等匿名加工情報

「行政機関等匿名加工情報」とは、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう(法第60条第3項)。なお、行政機関等匿名加工情報は、個人の権利利益の保護に支障がない範囲で保有個人情報を加工するものであるところ、次の不開示情報が含まれる場合、これらを加工して提供することは、個人の権利利益以外の保護法益を害するおそれがあるため、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除外されている。

- ・ 行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。)
 - ・ 独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。)
 - ・ 地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報であつて、行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。)に相当するもの
- (1) 法第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと(法第60条第3項第1号)。
- (2) 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により、行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求があつたとしたならば、当該行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人が次のいずれかを行うこととなるものであること(法第60条第3項第2号)。
- ① 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること(同号イ)。
 - ② 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により意見書の提出の機会を与えること(同号ロ)。
- (3) 行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること(法第60条第3項第3号)。

改正個人情報保護法における用語の定義⑥

10. 行政機関等匿名加工情報ファイル

「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、①特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(電子計算機処理に係る行政機関等匿名加工情報)又は②その他の方法で特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして、政令で定めるものをいう(法第60条第4項)。

11. 個人関連情報

「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう(法第2条第7項)